

安芸高田市子育て支援センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 9 月 7 日

安芸高田市市長 石丸 伸二

安芸高田市子育て支援センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

安芸高田市子育て支援センター設置及び管理条例(平成 19 年条例第 30 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第 1 条から第 6 条まで (略)	第 1 条から第 6 条まで (略)
(利用時間)	(利用時間)
第 7 条 子育て支援センターの利用時間は、 <u>午前 9 時から午後 5 時まで</u> _____とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これ	第 7 条 子育て支援センターの利用時間は、 <u>午前 8 時 30 分から午後 5 時 1</u> <u>5 分まで</u> とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これ

を変更することができる。

第 8 条から第 17 条まで (略)

を変更することができる。

第 8 条から第 17 条まで (略)

#### 附 則

この条例は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。